

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、さぬき市土地改良区が土地改良事業（集落営農推進生産基盤整備事業（湧水処理事業）森行地区）を行うことについて令和2年7月20日適当と決定した。

その関係書類をさぬき市建設経済部農林水産課において令和2年8月4日から同月24日まで縦覧に供する。

令和2年7月28日

香川県知事 浜 田 恵 造